介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
重要事項説明書

南房総市地域包括支援センターリブ丸山

（あんしんセンター丸山・和田）

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援重要事項説明書

1　南房総市地域包括支援センターリブ丸山が提供するサービスについての相談窓口
　電　話　0470－28－4166　(午前8時30分～午後5時15分)
　担　当　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　南房総市地域包括支援センターリブ丸山(指定介護予防支援事業所の概要)
(1)介護予防支援の指定事業者番号及びサービス提供地域
　事業所名　南房総市地域包括支援センターリブ丸山
　　(あんしんセンター丸山・和田)
　サービス提供地域　南房総市内(丸山地区、和田地区)
　介護保険指定事業者番号　千葉県知事指定　1208800027号

(2) 事業所の職員体制

管理者(下記の主任介護支援専門員と兼務)	1名
看護師	1名以上
社会福祉士	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上
事務員(非常勤)	1名以上

(3)営業時間
　平日　午前8時30分～　午後5時15分
　営業しない日　土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
　※ 緊急の場合は、電話0470－46－4766(特別養護老人ホームリブ丸山)にて
　　連絡を受付けます。

3　介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の申込みからサービス提供までの流れ
申込み受付⇒ 介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援契約⇒ 課題分析
⇒ 介護予防サービス計画の作成⇒ サービス担当者会議⇒ サービス提供事業者への業務依頼⇒ サービス提供開始

4　サービス利用の方法
(1)　まずは、お電話でご相談ください。担当職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。
(2) サービス利用中に利用者が病院等に入院する必要性が生じた場合には、担当者の氏名及び連絡先を、当該病院等に伝えていただきますようお願いします。
(3) 利用者が訪問看護等の医療サービスを利用する場合は、 利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、介護予防サービス計画を主治医等に交付します。
(4) サービス事業者から伝達された利用者の口腔機能に関する問題や服薬状態等の心身又は生活の状況に係る情報、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状態等について、必要と認めるときは、利用者の同意を得て、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達をします。
(5) サービス利用に際して、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、介護予防サービス計画に位置付けるサービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めたことや、当該事業者を介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
(6) サービス利用する際に、その財産管理や権利擁護について問題が発生した場合には、関連機関への連絡を行います。

5　秘密の保持と個人情報の保護
(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持
　事業者及び事業者に勤務する者等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険が生じうる場合などの正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
(2)個人情報の保護
　事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、管理者の注意をもってその管理を行い、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6 サービスの終了
　次の事由に該当した場合は、利用者又は事業者からの申出若しくは通知がなくても支援(事業)を終了します。
　① 利用者の要介護状態区分等の認定が要介護(要介護1から要介護5まで)となった場合
　② 利用者の要介護状態区分等の認定が要支援(要支援1・要支援2)及び事業対象者ではなくなった場合
　③ 利用者が死亡した場合
　④ 利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合
　⑤ 利用者がグループホーム(認知症対応型共同生活介護)、小規模多機能型居宅介護及び特定施設入居者生活介護等の居住系の介護予防サービスの利用により、事業所による介護予防支援等の提供の必要がなくなった場合
　利用者または家族が当法人の運営規定に該当する背信行為(カスタマーハラスメント)等を行い、センターから改善を希望する旨の申し入れを行ったにも拘わらず改善の見込みが無い場合は、文書で通知することにより、即座に事業・契約を終了します。

7　サービスの内容に関する苦情

南房総市地域包括支援センターリブ丸山	所在地　南房総市川谷 1042 番地 電話番号　0470-28-4166 対応時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
南房総市介護保険相談窓口 (高齢者支援課介護保険係)	所在地　南房総市谷向 100 番地　三芳分庁舎 電話番号　0470-36-1152 対応時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
千葉県県国民健康保険団体 連合会(国保連) 介護保険課　苦情処理係	所在地　千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号　043-254-7428 対応時間　午前 9 時～午後 5 時

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。